

ANAクラウンプラザホテル岡山 ご宴会・催事規約

ANAクラウンプラザホテル岡山(以下、ホテルと称す。)ではご宴会又は催事(以下、ご宴会等と称します。)のご契約及び宴会場のご利用に関して、以下のとおりと定めておりますので、予めご了承ください。尚、ホテルでは所定の料金以外お心付けなどは一切ご辞退申し上げます。

- 1. 宴会時間と追加料金**
宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間(以下、宴会時間と称します。)の所定の室料金をお支払い頂いておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加料金を頂戴することとなります。但し、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合がございます。予めご了承ください。
- 2. 人数の確認**
最終人数のご決定は、ご宴会等の開催日前々日(2日前)の正午までにホテルの担当係員にご連絡下さい。それ以降は全て手配が完了いたしておりますので、ご宴会等の開催日に人数が減少した場合でも、最終決定人数分の料金をご請求させていただきます。
- 3. 内金**
ご宴会等のご予約の時に内金をお支払い頂きます。内金の金額は、ご宴会見積総額に基づいてホテルより提示させていただきます。
- 4. 前受け金**
ホテルから提示いたしましたお見積金額を原則として、ご宴会等の開催日の7日前までに現金にてお支払い下さい。
- 5. 取消料と期日変更料**
既にご契約頂いたご宴会等をご都合により、お取り消し又は期日変更の場合は、以下の取消料又は期日変更料をお支払い頂きます。

①ご宴会等開催日の60日前 ご予約された宴会場の宴会時間に関わる会議室料の30%+実費	③ご宴会開催日の14日前より3日前までの間 ご予約された宴会場の宴会時間に関わる会議室料の100%+実費
②ご宴会開催日の59日前より15日前までの間 ご予約された宴会場の宴会時間に関わる会議室料の50%+実費	④ご宴会開催日の2日前より当日までの間 ご宴会見積金額の100%(サービス料を除く)

尚、期日変更に関しては変更料を頂く場合がございます。
- 6. 装飾・余興等のご手配**
ご宴会等に関連する装飾、音楽、余興及びレセプタント等につきましては、ホテルより指定業者に手配させていただきます。お客様が、ホテルが指定する業者以外の業者に直接ご手配する場合は、ご宴会等を円滑に運営するため、事前にホテルにご連絡頂き、了解を得た後にご注文なさってください。(ホテルの事前の同意を得ないで、直接業者にご手配なさることはご遠慮下さい。)
- 7. 直接ご手配の業者に対する指示**
ホテルの了解のもと、お客様によって直接ご手配された業者が、ご宴会等に関連する諸作業(装飾、余興等の機器及び材料の搬入搬出、看板等のサイズ、その他取り付け方法等の決定、或いは設置場所の設定等)を行なう場合は、ホテルの美観、導線のことなどを踏まえて一定のルールの下で実施する旨をホテルより業者の方々に指示いたします。
- 8. 損害賠償**
お客様(お客様側の全ての関係者を含みます)、及びお客様が直接ご手配された業者の方々は、当ホテル施設、什器備品等を破損したり、損傷しないよう充分にご注意下さい。万一、施設、什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修復に関して当ホテルよりご指示申し上げますので、それにあわせて速やかに修理を行なうか、又はその損害賠償金をご負担下さいますようお願い申し上げます。
- 9. 駐車場のご利用**
ご宴会等で駐車場をご利用の場合は、予め担当係員にご相談下さい。
- 10. 禁止事項**
次に挙げる各項目につきましては禁止事項となっておりますので、厳守していただきますようお願い申し上げます。
 - ①犬(盲導犬、聴導犬、介助犬等の補助犬を除く)、猫、小鳥、その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み
 - ②発火又は引火性の品物の持ち込み
 - ③悪臭を発するものの持ち込み
 - ④法令又は公序良俗に反する行為、または他のお客様のご迷惑になるような言動
 - ⑤備品等の移動・損傷・汚損
 - ⑥使用目的以外のご利用
- 11. 申込み及び契約の解除**
当ホテルは、次に掲げる場合において、ご宴会等利用契約の締結に応じないことがあります。またご宴会等利用契約を締結した後であっても、契約を解除することがあります。尚、解除に伴う損害賠償等、金銭のお支払いは致しかねますのでご了承ください。
 - ① 申込み及びご宴会等に出席のお客様が、前項の規約に違反する恐れがあると判断した場合、もしくは違反した場合。
 - ② ご宴会等に出席する利用客の中に次に該当する者がいるとき。
 - イ) 暴力団員又はその関係者、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力。
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が、事業活動を支配する法人その他の団体。
 - ハ) 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者のあるとき。
 - ③ 当ホテルの他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - ④ 当ホテル又はその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、或いは合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行なったと認められるとき。
 - ⑤ 天災その他、ホテル側の責任に帰することのできない事由により宴会場の使用ができない場合。